

所仁和寺「常瑜伽院指図」について

建造物研究室・建築

前々年度以来数次にわたり仁和寺の文書について調査した結果の一

部は既に発表したが、特に、建築として絵図類に注意した点の中、標題に掲げたものが最も見るべきものであると考え、ここに紹介したい。

仁和寺蔵の絵図類は三分して、御経蔵と塔中蔵と黒塗手箱乙として目録がとられている。そのうち、御経蔵のものは主として仁和寺寛永再興に関するもの、もしくは再興後の諸儀式に関する指図であり、塔中蔵のは鎌倉、室町時代に行われた灌頂等諸儀式の指図を基にした江戸時代の写本である。黒塗手箱乙のは塔中蔵の原本であるようなものである。これらによると仁和寺は創立以後幾度か火災に遇い、特に中世以後甚しく荒廃していたため、寺中或は所属院家の古図というものは伝来に乏しく、特に鎌倉、室町時代の院家全体を知ることの出来る資料はここに掲げた「常瑜伽院指図」(口絵参照)が唯一のものであり、次いで桃山時代のものには「当時御所図(慶長年中法印御所也)」とあるものが一枚ある限りである。後者は真光院のものと推定出来、仁和寺が、今の地に造営した本坊の前身をなすものである。

「常瑜伽院指図」(縦21cm、横86cm)は黒塗手箱乙下段二に収められているもので、端裏書きにて、

長享三年六月廿日

永正六年十月中旬比此図法印御清書者也

「常瑜伽院指図」について

其本一可有真光院

と記し、題字として「常瑜伽院指図」とある。又附箋によつて寛永十一年より夫々の年が逆算されている。これによつて、この図は長享三年六月廿日にまず作図されて、永正六年十月中旬に清書されたもので、別の一本は真光院にあつたことがわかる。

この常瑜伽院というのは『仁和寺諸院家記』(今仁和寺所蔵、もとは尊寿院所有のもの)中の「御室御住房處々記」に仁和寺本房として、北院・南院・大聖院・紫金台寺・光明寿院と列記した最後に掲げているもので、同じ「仁和寺諸院家記」(一条法眼が仁治三年に註したもの)には見られず、故に創立は仁治以後であり、常瑜伽院御室と呼ばれる寛性(伏見院第三御子、正応二年誕生、貞和二年入滅)に関係し、後常瑜伽院御室という永助(後光嚴院御第五子、康安二年誕生、永享九年入滅)も使つていたものであろう。しかし、内閣文庫所蔵の「仁和寺諸院家記」では既に見られず、この記の最後の記事が延宝五年に關係するから、江戸時代初期には既に忘れられたものとなつていて、仁和寺本坊が真光院となる以前になくなつていたものと思える。したがつて、この図が永正六年に作成された時にはまだ存在していたかも知れない。

かくて創立した時は明らかでないにせよ、常瑜伽院は鎌倉時代末より室町時代末まで存在していた院家であつて、この図はその間の或る

状態を示すものと考えていいのであろう。

位置については、尊寿院本の中である。

真性法印記云、神殿の北方御池之上、西方、御所跡也、南方者御

風呂跡也、少下所也云々

と説明し、同本南院の項で、

真性法印記云、常瑜伽院南北ハ、南院之跡也、今田地計也、三四

段許欽、御池昔ハ南院之池也、是寛平法皇之御所也、近來ハ常瑜

伽院之池也、又池西岸大石在之、南院塔跡也云々

ともあり、南院と常瑜伽院との関係を強調している。いずれにせよ、

真性法印記を引用しているので、この真性法印記をたしかめねばならないが、この記のことは明らかでない。しかし、真性法印は心蓮院の裔怡法印のこと、中将法印とも号し、和氣朝臣入道三位明重の子で、宏盛法印の付法上足、天正七年二月二十一日に入滅していることがわかる。すなわち、天正七年以前には常瑜伽院は既に廃滅しており、その跡は神殿の北方という。この神殿は仁和寺本坊である大聖院に属するもので、この大聖院は真光院の北、一岡の西というあたりにあつたと知られる（顕証の「仁和寺諸院家記」）のであるから、今並ヶ岳中、一岡の西方にある常盤神田町とある地点を、神田が神殿に通ずるからと、それより東北にある宇多野御池町が常瑜伽院の御池と見れば、その御池より西であり、常盤神田町より北の宇多野御屋敷町である辺りが、常瑜伽院の位置に推定出来る。

南院というのは、さきの引用文では寛平法皇と見てゐるが、それは誤りで、高野御室（白河法皇第四子、寛治五年誕生仁平三年入滅）が始ま

られたもので、長承元年に移徙されたという（『本要記』所収古徳記による）。長承四年正月二十八日に一間四面二階の丈六糀迦堂が供養され、康治元年三月七日に丈六光堂（迎接堂で丈六阿弥陀如来を安置した）が供養されている。この堂の供養記が顕証の「仁和寺諸院家記」の裏書に引用されている（その脇註に長承四年正月といれていることは誤りである）のによると、

南院御堂供養云、今日仁和寺覺法親王供養堂、依大殿仰已時許行向彼堂所、丈六一間四面丈六阿弥陀堂也、前有綠池水色湛々、西有高嶺滝水早落、東対並岳云々

ほぼその位置を示している。東に池をこえて並ヶ岳に対し西に滝があることすなわちこの滝を鳴滝と思い、この情景はさきの宇多野御屋敷町に南院をおく時に一致し、また南院の跡に常瑜伽院をたてたことに符合し、常瑜伽院の位置をここに推定したことに誤りがないとたしかめる。

この指図によると、院の建物は池より西に位置して、西と南には墀があり、西側の北寄りに「西御門」があり、これは御堂、客殿に通ずるハレの門となつていて、また南にも門があり御厨子所に通ずるので殿を含む寝殿等があり敷地の北よりに主な建物が置かれ、それから南に御中居等を含む東御所、御厨子所を含む下御所（対の舎・台所を含む）と風呂屋が独立して立ち、全体に建物は一線上に西若くは東へ交互に寄せて配置されている。離れている建物は「ツリヤ」と呼ぶ渡廊下らしいものでつないでいる。また庭には柳・松・梅・桃等が植込み

れているし、池中には「船ヤトリ」があり、北寄りの池畔には塔がある。塔の材料形態はわからない。それはさきの引用文中に「池西岸大石在之、南院塔跡也」とあるものかも知れない。

この図中、客殿と見られるものに、南向の九間の部屋には畳が敷かれた様子を示し「武家渡御之時分ノ躰也」と書きいている。この常瑜伽院に足利将軍が来たのは、四代義教の永享四年三月十二日のことで、桜見をしているものに当る。そうとれば、この客殿は永享四年には出来ていたこと、更に、後常瑜伽院御室永助が父（後光嚴院）のために三十三回忌を応永十三年に、生母崇賢門院一回忌（正長元年）、七回忌（永享五年）に行つてていることが知られ、この当り、そのような儀式に使われていたものと思い、それ以前の建築となる。図によれば、五間に六間のものに中門廊が北西に、広縁が東につき、東南には一部を東御所とする略似た規模の建物がつき、その二つを結ぶ附属の部屋（赤ヘリノ間、御中居）を以てした平面を示し、南北朝より室町時代初期にわたる寝殿の状況を示す好例である。

従つてこの図は『門葉記』見られる三条白河房及び十樂院の指図と併せて、院家全体を示す指図としてとりあげるべきもので、時代としてはそれよりやや下つた時の例として稀に見る貴重な資料と考える。

（杉山信三）